

平成30年度 公益信託 松尾金藏記念奨学基金募集要項

本基金は、品行方正・成績優秀かつ勉学の意欲に富んだ大学院生でありながら、経済的理由により修学困難な者に対して奨学援助を行い、幅広い教養と倫理観をもった、人間性豊かな、将来の日本に役立つ人材を育成することを目的としています。
採択にあたっては、経済的状況のみならず、修学意欲・研究の将来性・実績等を総合的に審査します。

1. 応募できる者

関東・東海・中国・四国・九州・沖縄地区にある大学院において文学、哲学(宗教学、美学、美術史を含む)、言語学、人文地理学、文化人類学、教育学、心理学、社会学、史学等(経・法を除く人文社会)を学ぶ、平成30年4月現在における修士課程(博士前期課程)及び博士課程(博士後期課程)1年次の学生(留学生を除く)で、次の各号に該当すると認められる者。

(1) 就学上奨学金の援助を必要とする者。

修士課程の応募者：家族の生計を支える者の前年度年収、又は本年度の見込みが原則800万円(税込総収入)以下とする(本人が独立生計の場合も同様)。

博士課程の応募者：本人の前年度年収、又は本年度見込みが原則250万円(税込総収入)以下とする。

(2) 原則として他の奨学金(日本学生支援機構等の貸与型も含む)を受給していない者。(他の奨学金との併願は可とするが、当基金で採択されたときはどちらか1つを選択のこと)

(3) 品行方正、健康で学業成績が優秀な者。

(4) 年齢(平成30年4月1日現在)が30歳以下の者。

2. 奨学金等

(1) 奨学金の額は、年額 1,000,000円とする。

(2) 奨学金の給付期間は、3ヵ年以内(最短修業年限)とする。

修士課程(博士前期課程) 1年～2年

博士課程(博士後期課程) 1年～3年

(3) 毎年度、継続審査があり、次年度以降の給付は審査結果による。

(4) 次年度以降、他の奨学金(日本学生支援機構等の貸与型も含む)に採用された場合はどちらか1つを選択すること。

(5) 奨学金は、原則6月及び11月の一定日に各6ヵ月分を給付する。

(6) 奨学金の給付方法は、奨学生が当基金に届け出た銀行口座に振り込む。

3. 本年度採用予定人数

10名程度

4. 応募の手続き

奨学生に応募する者は、次に掲げる申請書類を、在学する大学の担当部署を経て平成30年4月27日(金)迄に当基金に提出する。(必着)

大学は、学内選考のうえ修士課程1名以内・博士課程1名以内を推薦して下さい。

(1) 奨学生願書(様式 1)

(2) 奨学生推薦書(様式 2・推薦者によるもの)

(3) 進学のと具体的な研究計画(様式 3：A4用紙2枚以内)

(4) 成績証明書等

・修士課程1年

①学部卒業論文要旨(800字程度) ②学部卒業時の成績証明書

学部卒業論文のない応募者は卒業論文に代わるもの(研究内容要旨等)

・博士課程1年

①研究業績リスト（学会発表等を含む、様式は自由） ②修士課程2年間の成績証明書

(5) 所得を証明できる書類等

・修士課程1年 ①家族の生計を支える者の源泉徴収票(写)又は所得証明書等

・博士課程1年 ①本人の源泉徴収票(写)又は所得証明書等

5. 選考及び決定

当基金は、4.により応募のあった者につき、当基金に設けた運営委員会に諮り、奨学生を6月末日までに決定し、在学する大学の担当部署を経て、本人に通知する。

6. 学業成績の報告

奨学生は、毎学年終了後、在学する大学の担当部署を経て、学業成績証明書、研究報告書を当基金に提出しなければならない。

7. 異動届出

奨学生は、次に該当する場合は、在学する大学の担当部署を経て直ちに当基金に届け出なければならない。

(1) 疾病その他の事故又は個人的事情により1ヶ月以上大学院を欠席するとき。

(2) 休学、復学、転学、転研究科、転専攻又は退学しようとするとき。

(3) 本人の住所又は奨学金振込銀行等その他重要な事項に変更があったとき。

8. 奨学金の打ち切り

奨学生に、つぎの各号の中の一に該当する事項が生じたときは、奨学金の給付を打ち切ることがある。

(1) 傷害、疾病などのため就学の見込みがなくなったとき。

(2) 停学、退学等の処分を受けたとき。

(3) 学業成績又は素行が不良となったとき。

(4) 奨学金を必要としない事由が生じたとき。

(他の奨学金を受給することとなったとき及び就職したとき等)

(5) 自主退学したとき。

(6) 関東・東海・中国・四国・九州・沖縄地区にある大学院において文学、哲学(宗教学、美学、美術史を含む)、言語学、人文地理学、文化人類学、教育学、心理学、社会学、史学等(経法を除く人文社会)以外の研究科に転研究科又は転専攻したとき。

(7) 虚偽の申請をしたとき。

(8) その他奨学生として適当でない事由が生じたとき。

9. 奨学金に対する義務

この奨学金は返還の義務はない。ただし、虚偽の申請等重大なる不正行為があったときは、奨学金の一部又は全額の返還を求めることがある。

10. 関係書類の提出先及び照会先

＜公益信託松尾金蔵記念奨学基金事務局＞

〒100-8212 東京都千代田区丸の内1-4-5

三菱UFJ信託銀行リテール受託業務部 公益信託課 松尾金蔵記念奨学基金担当

電話：0120-622372（フリーダイヤル）

（受付時間 平日9:00～17:00 土・日・祝日等を除く）

koueki_post@tr.mufg.jp（メール件名には基金名を必ずご記入下さい）

申請書は三菱UFJ信託銀行HPに掲載されております。

URL：http://www.tr.mufg.jp/shisan/kouekishintaku_list.html